



最近では生命保険を活用した相続税の節税が話題となっています。しかし、生命保険にかかる税金は相続税だけではありません。今回は意外と複雑な生命保険金にかかる税金のお話をしたいと思います。

被保険者が死亡し、**生命保険金が支払われた場合には保険料を支払った人、保険金を受け取った人ごとに下記の区分に応じて、(1)所得税が課税される場合、(2)相続税が課税される場合、(3)贈与税が課税される場合**があります。なお、今回は保険金を一時金で受け取った場合に限った話をし、保険金を年金形式で受け取った場合には更に複雑になります。

	保険料の負担者 (保険料を支払った人)	被保険者 (死亡した人)	保険金受取人	税金の種類
(1)	B	A	B	所得税
(2)	A	A	B	相続税
(3)	B	A	C	贈与税

「上記表(1)」は保険料を支払った人が保険金を受け取った場合です。この場合、自分で保険料を支払い、その契約に基づいて自分で保険金を受け取ったため、**費用の負担者と保険金の受取人が同一人**となります。そのため、所得税の対象となります。

なお、この場合、所得の種類は一時所得となり、具体的な所得金額は

$$\left( \text{受取保険金の額} - \text{支払った保険料の額} - 50 \text{ 万円 (特別控除)} \right) \times 1/2 = \text{「一時所得」}$$

と計算されます。なお、上記計算式中の**50万円の特別控除**は他に受け取った生命保険金等や法人からの贈与(所謂懸賞等を指し、事業上受け取るものは除きます)等、**一時所得の原因が複数計算される場合にも、その年において合計50万円が上限となります**。また、上記計算式によりマイナスになる場合の所得金額は0(損益通算不可)となります。

「上記表(2)」は保険料を支払っていた人が死亡した場合です。本来**生命保険金は**契約に基づいて支払われるもので、**相続財産ではない**(原則として遺産分割の対象にもなりません)**のですが**、その支払いが被相続人の死亡を原因として支払われるものであること等を考慮して税金の計算上、**相続財産とみなして相続税が課税**されます。この場合、仮に基礎控除以下等の理由で相続税が課税されなくても所得税等が課税されることはありません。

「上記表(3)」は契約形態が複雑ですが、亡くなった方が母親(A)、保険料を支払っていたのが父親(B)、保険金を受け取ったのが子供(C)というような場合です。この場合、上記(1)のように保険金を受け取った人が自分で保険料を支払ったわけでもなく。上記(2)のように死亡した人が保険料を支払ったわけでもありません。従って、**保険料を支払った人から保険金を受け取った人に「贈与」されたものと考え**、保険金を受け取った人に**贈与税が課税**されます。

このように保険事故が発生した場合に受け取る**生命保険金については、その契約内容・保険料の負担の態様に応じて課税関係が複雑**となりますので、生命保険に加入する場合には、将来の課税関係についても十分検討して加入する必要があります。特に相続税の節税のためということであれば、なおさら注意を要することとなります。